

自治体行政文書としての写真資料管理に関する基礎的研究

——千葉県文書館「旧広報課所蔵写真資料」概要調査を事例として——

肉 倉 汐 莉

〔キーワード：①概要調査 ②写真 ③広報 ④行政文書〕

はじめに

アーカイブズ機関で扱われる資料形態の一つである「写真資料」には、多くの機関がその調査や整理に頭を悩ませる複雑な特性がある。

写真資料の持つ特性として島津良子氏が挙げる「記録対象の非選択性」は、カメラを向けた時にその主たる対象のみならず取り巻く環境をも写し取ることで、記録の受け取り手が多様な観点でその資料の情報を読み取ることができる性質と述べられる¹⁾。このような包含情報の多様性は、写真を歴史的資料として利用する上で有用な特性の一つと捉えられるが、一方で調査・整理を行う上では、記録すべき情報の取捨選択が難しくなるといふ側面が考えられる。

また、写真はその作成目的によっても様々な役割を持つ。主には記録資料として、情報媒体として、作品としての3種に大別できると筆者は考える。しかし、資料作成者が意図して記録した主たる対象や作成目的が不明瞭である場合、包含情報と役割の多様さによって調査が難航し、資料整理

の段階まで到達できない可能性がある。

アーカイブズ機関の中でも行政機関等と強い結びつきを持つ文書館において扱われる写真資料は、その多くが公文書、行政資料などの文字情報によって構成される資料群の中に、その一部として含まれているケースが多い。この場合、関連する文字資料による補足で写真資料の情報を特定することも可能となるが、資料群の大半を写真原版及びその複製資料が占める「写真資料群」ではどのような調査・整理が必要だろうか。

行政の活動において特に写真資料の発生が多いと予想されるのは、業務特性上、事象の記録と情報発信を司る広報分野におけるものが代表的な例として挙げられる。その業務内容は先に述べた写真資料の持つ役割にも通ずるものであり、その手段として行われる写真資料の作成は日々の業務において恒常的に発生し、資料数も相当にのぼるものと思われる。そのように膨大な撮影量に対してメタデータの管理や権利処理状況が煩雑になってしまっていることが、広報写真の情報資源化を困難にしていると佐藤忠文氏は述べている。昭和以前に撮影された広報写真の管理状況について、85の自治体を対象に行われた調査では、写真資料に対して文書管理上の保存期間の規定が定められていない自治体も多く、大半の自治体において写真が未整理かつ未公開の状態のまま、ただ「残っている」状況に近いという結果が導かれた²⁾。

このような広報写真の性格は、主務課の業務内容に影響を受けるものである。資料の内容をより深く認識して調査・整理を行なうためには、主務課である広報課の業務や機能の変遷を理解することが重要である。

以上を踏まえ、本研究では千葉県文書館に所蔵されている未整理の写真資料「旧広報課所蔵写真資料」を対象に概要調査を実施する³⁾。資料の作成母体である自治体広報課の業務・機能とも照らし合わせることで本写真資料群の体系的理解を試み、アーカイブズ機関である文書館等に移管され

る行政文書としてのアナログ写真資料に焦点をあてた調査や整理に係る課題について考察することで、今後の活動への契機となることを目指す。

調査方法については、安藤正人氏が「文書館学的」な記録史料整理の理論とその方法を提唱⁴⁾している。筆者もその手順に従い、段階的整理の一步としての概要調査を行う。

なお、資料群名称である「旧広報課所蔵写真資料」は当該資料の閲覧申請時に千葉県文書館より示された名称であるが、これはあくまで本論文における仮称であり、今後異なる名称が付与される可能性がある。また、資料の発生元を指す「旧広報課」という表現については、現在千葉県に置かれている「総合企画部報道広報課」と、資料発生時である過去の広報課とを区別するために便宜上使用しているものである。

第1章 「旧広報課所蔵写真資料」について

1. 資料群を取り巻く現状

本研究において対象とする資料群は元々千葉県の旧広報課で管理されていたものであり、2000年頃の移管によって現在は千葉県文書館6階のフィルム保管庫内に配架されている。未整理ではあるものの、本資料群の一部に対しては千葉県史編さん事業の一環で調査が行われたことがわかっており、この県史編さんに伴う調査の詳細については第2節で触れることとする。

移管から年月が経過した今、個々の小群の配架場所も不明瞭な状況とのことで、筆者は文書館職員立ち合いのもとにフィルム保管庫を見学し、配架状況の確認を行った。職員に示された当資料群の配架範囲にあたる資料を実際に確認したところ、資料の小群ごとに共通する形の貼紙（図1）があった。

○	B		木 製
	番 号	1	

図 1 貼紙の書式例

フィルム保管庫内の他資料群にも類似した書式の貼紙があることから、移管の際、資料作成元での管理状況を尊重するために貼付されたものではないかと推察する。今回の調査では本貼紙に記載の内容を識別子として採用することとし、別添表の通り、貼紙に記載の「アルファベット」「数字」、個々の資料を収納する容器等の形態を示したリストを作成した。そして、書架の棚や列の番号と照らし合わせることで配架場所を特定できるよう、図 2 のフィルム保管庫内マップを作成し、リストにも小群ごとに配架場所の番号を記載した。

図はフィルム保管庫内を上から見た視点である。1～16 のパネルが貼られた 16 列の電動書架は筆者が調査を行った時点で図のような配置となっていたが、列の移動によって通路の位置は変動することがある。棚ごとには数字の割り当てが無かったため、本調査に限り 1 から 7 の番号を付与し、出納作業の円滑化を図った。また、壁際に並ぶスチールキャビネット上やガラス戸のついた書棚の中にも当該資料が集積されていたため、マップ上では 4 つのエリアに分けて示した。

このように配架場所を特定したことにより、「旧広報課所蔵写真資料」として示される資料の総数は小群単位で計 66 となることが判明した。しかし、ここまでの調査で判明した情報は小群単位での数量及び容器の外見情報のみであり、現状では本写真資料群の全体像を把握できたとは言いがたい。そこで、過去に実施された調査の痕跡を辿ることとした。

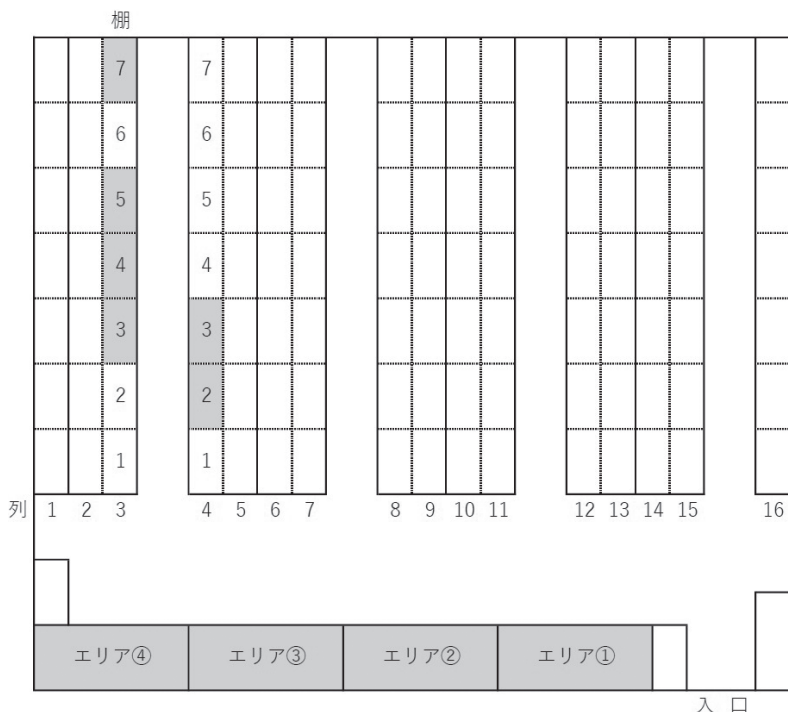


図2 千葉家文書館6階フィルム保管庫内簡易マップ

2. 千葉県史編さん時の調査について

1991年（平成3）から2008年（平成20）にかけて実施された千葉県史編さん事業において、当時資料収集や調査を担当していた（財）千葉県史料研究財団が、本資料群の一部分を含む文書館フィルム保管庫内の写真資料に対し、内容の調査及び目録の作成を行っている。当時の状況について元財団職員に話を伺ったところ、「千葉県史」が近現代編に差し掛かった頃、県史への図版利用を目的として2003年（平成15）頃からフィルム保管庫内の写真資料の調査を開始。その際『千葉県文書館収蔵戦後写真目録』を作成し、現在も千葉県文書館で管理されているとのことであった。

実際に目録を確認したところ、その内容からは本研究対象である資料群のうち「B-1」から「B-14」の計 12 小群に加え、県史編さんにあたって財団が収集を行った「県史収集複製資料」に含まれる写真資料、その他フィルム保管庫内の書架に配架されているまた別の写真資料など、出所の異なる写真資料が「戦後写真」としてまとめて記録されていることがわかった。この時の調査によって判明した資料情報については次章第 2 節で詳しく述べることにする。

3. 写真資料の作成母体である旧広報課の組織上の変遷について

本節では本資料群の作成母体である千葉県広報課の業務と機能の変遷に着目する。調査の範囲は文書館行政資料室で収蔵される「千葉県組織規程集」の最も古い 1964 年（昭和 39）刊行のものから、移管が行われたとされる 2000 年頃までのものを対象とした。以後、組織改編や課名の改称、業務内容の変更など特に変化のあった年について記述する。

千葉県の広報課は戦後、知事部局内の総務部のもとに誕生した「県民室」を発端とする。1964 年（昭和 39）当時の県民室は其中で庶務係、県民係、管理係、広報第一係、広報第二係、県史係に分かれているが、規程に記載の業務内容は県民室全体としての業務内容であり、県民からの意見聴取、広報の企画及び調整、広報刊行物の作成や報道機関との連絡等を担っていたとされる。また、公共団体による広報活動に対し、助言や援助を行うことも挙げられており、以降平成の時代まで続く業務の一つとなっている⁵⁾。

1966 年（昭和 41）には総務部を離れ、新たに発足した企画部のもと「県民課」と改称して活動を続けている。業務内容としては「視聴覚広報に関すること」が追加された⁶⁾。

1968 年（昭和 43）には「県民生活課」に改称され、課内に交通安全係

や消費生活係、外事係などが追加された。課全体の業務内容としても消費者行政や海外渡航に関するなどが新たに含まれるようになる。広報係によって撮影される写真が業務内容にもかかわってくるのであればこのような課内の業務内容の変化が、撮影される写真の内容を特定、判断する上でも重要な手掛かりとなり得る⁷⁾。

1972年（昭和47）には再び課名が「県民課」へ変更となり、昭和43年に追加された交通安全係や消費生活係に関連する業務が課から外された⁸⁾。

1981年（昭和56）には「広報県民課」と改称され、啓発指導係、国際交流係、旅券第一・第二係が追加された。業務内容は庁内放送や広報テレビ番組の作成及び放映、報道に関する事務の総合調整などのデジタルメディアに関わる業務が含まれるようになった⁹⁾。

1988年（昭和63）には「広報課」と改称され、以降平成に入るまで課名の変更はなかった。この年に課内係は庶務係、広聴係の二つとなり、業務内容も大幅に減少している。以前まで含まれていた係は同部内に新たな課として誕生するなど、大きく組織改編が行われた年と言えよう¹⁰⁾。

1990年（平成2）には課内が庶務係、県民センター室、刊行物班、放送班、報道班、と班で分けられるようになった¹¹⁾。

以上が戦後から平成初期にかけての千葉県旧広報課のおおまかな変遷である。課名の改称と課内係の編成の変化、それに伴う業務内容の変更は、発生する資料の形態や内容に大きく影響するものと考えられる。内外との関係構築及び情報発信を目的とする広報機能との関連において注視すべきは、デジタルメディアの普及といった発信方法の変遷、交通・外交業務等を担う課内係、あるいは他課の業務との関わりなどであろう。したがって、撮影年代における業務内容の変化にも留意し調査を実施した。

第2章 資料の小群単位概要及び内容の把握—概要調査の実施—

1. 概要調査の方法について

(1) 保存現状の調査

①フィルム保管庫内の簡易マップと貼紙番号リストの作成

第1章第1節の通り、不明瞭となっていた調査対象資料の配架状況を確認し、フィルム保管庫内の簡易マップと貼紙の番号を表すリストを作成した。

②財団調査分の把握

第1章第2節の通り、県史編さん時の調査状況把握のため、文書館職員や当時の関係者にインタビューを実施。その内容に基づき、実際の資料を確認した。

(2) 形態情報の把握

①小群単位の形態情報

本写真資料群には既に小群単位で貼紙があり、フィルム保管庫内他資料の貼紙と類似の書式であることから文書館での管理を念頭に置いた過去の整理の痕跡であると推測した。貼紙の状況から小群単位での資料数は計66であることが判明した。

②内容を調査する小群単位の選出

本来ならば、調査対象全体を網羅した悉皆調査を行うことが好ましいが、今回の調査は特別閲覧の制度を利用したものであり、限られた時間とその資料規模の大きさから、一部を選出する形での調査を実施した。

(3) 選出した小群単位における属性情報の調査

資料の全体像を把握するためには、写真の撮影年代の特定が重要な要素となる。写真から読みとることの出来る情報に加え、その他に関連資料を参照するなどして、撮影年代の特定及び内容の把握を試みた。

なお、本調査においては資料の現状維持の為に配架状況や保存形態には一切の手を加えず、容器の入れ替えやラベルの貼付等を行わないものとする。

2. 概要調査の結果について

本節では別添表に記載の小群のうち、選出し調査を行った計 39 の小群について、その物理的状態や内容を述べていく。

はじめに、千葉県史編さん時の財団調査分にあたる「B-1～B-14」の内容を確認した。資料は図 2 に示す棚 4-2 と棚 4-3 に配架され、容器は旧広報課所蔵時に使用されていた木製の引き出しが用いられている。貼紙の数字は一部欠如しており、引き出しの数は計 12 杯となっていた。中には主にフィルム写真が収納されており、撮影年月日とタイトルがそれぞれの封筒に記載されていた。引き出しごとの資料年代は以下の表に記す通りである。

表 1 「B-1～B-14」資料年代

貼紙	自	至
B-1	1962 年（昭和 37）	1971 年（昭和 46）
B-2	1966 年（昭和 41）	1970 年（昭和 45）
B-3	1960 年（昭和 35）	1971 年（昭和 46）
B-4	1971 年（昭和 46）	1972 年（昭和 47）
B-5	1972 年（昭和 47）	1973 年（昭和 48）
B-6	1965 年（昭和 40）	1975 年（昭和 50）
B-8	1964 年（昭和 39）	1974 年（昭和 49）
B-9	1964 年（昭和 39）	1965 年（昭和 40）
B-10	1965 年（昭和 40）	1966 年（昭和 41）
B-12	1970 年（昭和 45）	1974 年（昭和 49）

B-13	1970 年（昭和 45）	1973 年（昭和 48）
B-14	1971 年（昭和 46）	1971 年（昭和 46）

総合的に見ると撮影は昭和 37 年から昭和 50 年にかけて実施されたものであることがわかる。これは主に元千葉県知事友納武人氏の任期に当たる期間である。

内容としては、県の記念式典や祭りなどのイベント、会議や視察など日常的な業務の様子、広報写真の撮影会やテレビ・広報映画の研修会といったものが含まれる。旧広報課では情報発信だけでなく、庁内の業務や事業の記録を残すという役割も担っていたことがわかった。

十数年間に渡り、撮影フィルムを引き出しに保存していくスタイルに変更はないようであるが、旧広報課内の組織編成や業務内容に伴い写真の内容には一部変化が見られた。例えば昭和 43 年以降、旧広報課内業務に「交通安全に関すること。」「体力づくり運動、新生活運動等の県民活動に関すること。」が含まれたが、フィルムの内容もそれ以前の時代より、それらに関連する写真の撮影機会が増えた印象を受ける。

封筒に記載の日付からは毎日のように撮影が行われていたことがわかり、都度フィルムへ現像したものをこの引き出しに収納していたと考えられる。これは常にシャッターチャンス进行を伺う必要がある行政広報の業務において、日々撮影されたものが「残っている」という状態であると言える。

また、今後の保存管理の観点から、資料の形態がネガフィルムであるということを考えると、複製品ではなく一次資料としての優先的な保存管理対策が必要になると思われる。フィルムの状態では内容の確認も困難であり、今後の閲覧・利用及び資料原本の保護のためにも、紙焼きあるいはデジタル化が求められる。

以降は概要調査をおこなった小群について、ラベルに記載されたアルファベットの順に、その結果を述べていくこととする。選出の基準として貼紙に記載の各アルファベットから少なくとも一小群以上を対象とし、A-2、B-16～36（17小群）、C-1、C-3、C-14、D-10、E-2、F-1、G-1、G-3、H-4の調査を行った。ラベルの数字にはもとより抜けがあるため、数字は連続したものとは限らない。

【A-2】は図2に示すエリア①に配架された市販の文書保存箱であり、中にはアルバム4冊と、それぞれに写真資料が詰められた黒いビニール袋と茶色い袋が入っている。

1960年（昭和35）に作成された国勢調査のアルバム1冊には「昭和40年の国勢調査などの参考のために」との記載があり、昭和35年当時実施された国勢調査に関する写真や資料がまとめられていた。作成は千葉県国勢調査実施本部広報班によるものであり、『千葉県組織関係規程集』で確認できた年代よりも前の千葉県における広報業務の資料となっている。

統計大会についてのアルバム2冊は、過去の統計大会に関する情報をまとめたものである。特に1961年（昭和36）8月式典については当時配布された資料と思われる式次第の貼付や知事挨拶の内容、表彰者の一覧などが詳しく記録されている。

残る1冊は県の文化会館で実施された第19回千葉県統計大会の様様を収めたもので、大会の開催は他の資料と年代が離れた1975年（昭和50）の出来事である。

上記内容から、千葉県旧広報課では後世の業務における参考資料となるよう、写真資料を用いてアルバムを作成する習慣があったとみられる。これは他の小群にも見られる資料形態であった。

黒いビニール袋の中には大量の紙焼き写真が含まれ、一部には「A2-

PR1～14」「A2-PR15～54」…「A2-PR237～254」などと書かれた紙や付箋があった。数字はまとめられた紙焼き写真の枚数に対応するものであったが、数枚欠如しているために紙焼き写真の総数は 250 枚ほどであることがわかった。

資料自体に撮影年月日や内容を示したものは少数であり、県のホームページや関連する資料等を用いて年代の特定を試みた結果、黒いビニール袋に含まれる資料の撮影年代は 1981 年（昭和 56）から 1992 年（平成 4）のものであることが判明した。これは元千葉県知事沼田武氏の任期に該当する年代である。

資料は紙焼き写真であるため、撮影より数年たってからの現像である可能性も考えられる。カラーやモノクロが混在し、それぞれのサイズやフチの有無なども様々であるため、全てを一括でプリントしたのではなく、それぞれ別の機会にプリントされた紙焼き写真を収集したものと思われる。

なお、関連資料を調査する中で、本資料に含まれる写真と同内容の図版が、千葉県企画部広報課より 1996 年に出版された『県政トピックス 写真で綴る 5 年の歩み』に掲載されていることが確認できた。調査時間の都合上、250 枚全ての写真の使用が確認出来たわけではないが、複数の写真の一致、資料撮影年代の一致から、本広報冊子への利用に関連して発生した資料である可能性が高い。

次に確認を行った茶色い紙袋には大きく「S.58 年度 500 万県民写真等」と書かれていた。中身は主に、千葉県民 500 万人の達成に際し撮影されたとみられるイベントや関連事業、県民の日制定に関するフィルム写真であった。千葉県民が 500 万人に達したのは 1983 年（昭和 58）、県民の日が制定されたのは 1984 年（昭和 59）となっており、資料の撮影年代はそれに該当する。

以上の調査結果から、「A-2」は資料内容や年代が異なる資料をまとめ

た小群であることがわかった。

【B-16～B-36】は平たい文書箱を容器とし、図2に示す棚3-3、棚3-4、棚3-5にわたり配架されている。同じB始まりであった財団調査分の「B-1～B-14」とは容器や形態が異なる資料である。貼紙の数字が一部欠如しているため、箱数は計17箱となっている。中にはマウント済みフィルムを収納するファイルが入っており、フィルム写真が納められている。

資料には撮影年代が記されており、時間をかけて調査を行うことで内容の特定が可能となるだろう。小群ごとの年代及びコマ数については以下の表2に記載する。なお、B-16については調査の状況に不備があった為、詳細については記載しないものとする。

表2 B-17～36の年代、コマ数について

貼紙番号	年代	コマ数
B-16	不明	不明
B-17	1978年（昭和53）	約200コマ
B-18	1978年（昭和53）	約220コマ
B-19	1978年（昭和53）	約170コマ
B-20	1978年（昭和53）	約250コマ
B-21	1978年（昭和53）	約290コマ
B-22	1978年（昭和53）	約280コマ
B-25	1978年（昭和53）	約190コマ
B-26	不明	約250コマ
B-27	1979年（昭和54）	約150コマ
B-28	1979年（昭和54）	約140コマ
B-29	1979年（昭和54）	約65コマ
B-32	1980年（昭和55）	約250コマ

B-33	1979 年（昭和 54）	約 260 コマ
B-34	1979 年（昭和 54）	約 75 コマ
B-35	不明	約 80 コマ
B-36	1978 年（昭和 53）	約 250 コマ

年代は 1978 年（昭和 53）から 1980（昭和 55）年頃であり、財団調査分より少し後の時代に撮影が行われたものであるとわかる。これらはちょうど、元千葉県知事川上紀一氏の任期にあたる。

財団調査分の範囲ではコマが連なった状態のフィルムであったが、昭和 50 年以後の川上知事の時代にはフィルムをマウントするという方法を取っており、保存形態に変化が見られる。このような処理をすることで投影機を用いての画像の投影が可能となるため、そのような利用を想定していたか、一種の保存管理方法として、マウントという方法を取っていたのではないかと推測する。

【C-1】は図 2 に示す棚 4-2 に配架され、千葉県文書館の名が入った文書保存箱を用いることから文書館への移管に伴いまとめられたものと推測する。

中にはカラーのスライドフィルムが納められたプラスチックのケース 3 つと、何も入っていないケースが 1 つ。そしてバラのスライドフィルムが多数、段ボール内に散らばっていた。フィルムの総数は 114 枚である。内容はケースに書かれており、散らばるフィルムはケースから散乱してしまったものと推察される。

本小群に含まれる資料はスライドフィルムのみであり、文書資料や冊子、メモ等の資料は含まれていない。フィルムにも年代を示すような決定的な書き込みや情報がなく、年代の把握は困難を極める。

【C-3】は図2に示す棚4-2に配架され、千葉県文書館の名入り文書保管箱を容器とする。中にはバラのフィルム資料が散らばるほか、封筒にまとめられたフィルム、紙焼き写真などが含まれる。

資料の特徴として、封筒やスライドのスリーブに広報誌の名前やページ数、縮尺などの記載があるものが多く見受けられたことから、広報誌への写真掲載に関連する資料であると考えられる。

本小群に含まれる資料の年代は1988年（昭和63）から1993年（平成5）のものであり、資料年代の近い「A-2」に含まれる写真と同一機会に撮影が行われたと見られる内容も見受けられることから、小群同士にも何らかの関係があると言える。

【C-14】は図2に示したエリア②に位置するガラス棚の中に配架され、フィルム封筒の入った袋やアルバム、額装された図画や出版物など様々な資料が紐で縛られた状態で保管されていた。

本小群に含まれる資料は大きく3種に分けられる。

1つ目は、現在までも続く全国広報広聴研究大会の第8回研究大会の様子を記録したアルバムである。第9回全国広報広聴研究大会の開催地が千葉県千葉市であったことから、参考のために発生した資料であると推測する。

2つ目は、1973年（昭和48）の第28回国民体育大会（若潮国体）で撮影された、開閉会式や競技に関する写真資料である。日付ごと、内容ごとに分類されたフィルム入り封筒が100封以上存在している。加えて「千葉県国体記録集」と記載された写真集と、それに使用されたと思われる原本のフィルムなども含まれた国体関連資料のまとまりであることが判明した。

3つ目は額装された室内透視図であり、裏面に「H7.12月27日収集」と他課廃棄分である旨の記載があった。この情報だけでは広報課による収集

であるという証明は困難であるが、記載の年月日から少なくとも「旧広報課所蔵写真資料」は 1995（平成 7）年まで確実に本庁に存在していたと考えられる。

このことから、資料群内には他課の資料も含まれる場合があることが判明した。

【D-10】は図 2 に示したエリア②に位置するガラス棚内に配架され、5 冊のアルバムを専用の収納ケースに納めた資料であった。空の 1 冊を除いた 4 冊のアルバムにはカラーの紙焼き写真が貼付され、その枚数は合計 150 枚ほどであった。そしてその原本と思われるフィルムも共にまとめられており、内容は千葉県の産業に関わる機関の開設式典の様子を撮影したもので 1987 年（昭和 62）4 月の撮影であった。

【E-2】は図 2 に示すエリア④に配架されている。運送会社の段ボールを容器とし、中には 1 封の封筒と 9 冊のアルバムが入っていた。

封筒には紙焼き写真を貼りつけた冊子が数冊含まれている。内容はどれも千葉の臨海部や工業地帯を撮影したものである、紙焼き写真の一部には裏にページ数や縮尺指定の記載があり、図版利用を目的とした資料であると考えられる。

9 冊のアルバムはそれぞれに、「社会部」「公害課」など他部署や他課の名が記載されている。内容は厚生大臣による各種地域の視察記録や課の活動に関連する新聞の切り抜きが主であった。

本小群に含まれる資料年代は、紙焼き写真の内容やアルバムに貼付された新聞の切り抜きなどから 1965 年（昭和 40）から 1973 年（昭和 48）と、少々間が空いた 1985 年（昭和 60）のものであることがわかった。

本資料が旧広報課所蔵の資料として管理されていたことから、広報課が

他課、他部署の業務に記録係として同行していた可能性が考えられる。あるいは他課、他部署で撮影・記録された写真による資料の管理を任されたか、広報利用のために寄贈を受けた可能性も高い。実際、広報課の業務内容として初期の段階から含まれているものに「広報車の運行その他公共団体が行なう広報の助言及び援助に関すること。」があり、広報課は他課、他部署との業務上の関わりが強くあったといえる。

【F-1】は図2に示すエリア④に配架され、運送会社の段ボール箱を容器とする。中にはアルバムが数冊と、バラの紙焼き写真や新聞のスクラップに加え、他課のものと思われる冊子資料が数点含まれていた。

本小群の中で年代が確認できたもののうち、最も古いものは昭和36年に記録が開始された、千葉県の船橋地区における工業団地の様子を納めたアルバムである。本資料は千葉県商工労働部中小企業課によるものであり、当該アルバムの中には、バラのモノクロ紙焼き写真と共に、新聞（千葉日報）の切り抜きが挟み込まれていた。新聞は昭和41年9月23日のもので、記事には当時の内閣総理大臣である佐藤栄作氏が千葉県船橋市の中小企業工業団地を訪問する内容が書かれている。新聞には内容にそって、佐藤栄作氏や工員たちが写る図版が掲載されており、それらと同じ内容の紙焼き写真が同梱されていた。

昭和41年は、旧広報課の変遷にも大きな動きがあった年である。当時の広報課は総務部を離れ、新たに発足した企画部へと改編された時期であり、業務内容も増え、高度経済成長期のさなかということもあって広報課の活動も活発であっただろう。

一方、本小群に含まれる最新の資料は1986年（昭和61）となっていたが、その間の資料年代は分散しており、コンスタントに蓄積されてきた資料というよりも、何らかの目的をもって収集された資料ではないかと推測

できる。今回の調査では、これらが収集された目的とされる関連資料の特定には至らなかったものの、成果物や記事など、関連する資料を特定することができれば、本小群に含まれる個々の資料の情報がより明確になり、まとめられている理由も解明されるであろう。

【G-1】は図2に示すエリア④に配架され、容器は運送会社の段ボール箱であった。箱の表面には運送会社のシールが貼付され、そこには「階別：9階」「部課名：企画部広報課」「レイアウト No.：B-5-7」「備考：スライドファイル⑦」と記載されている。本シールは「G-1」以外にも複数の小群に貼付されており、レイアウト No. 及び備考に記載の数字は連番となっているようであった。

本シールの貼付経緯については、旧広報課の変遷及び千葉県庁舎の沿革と照らし合わせることで推量することが出来る。まず部課名について、旧広報課が企画部のもと「広報課」という名称となったのは1988年（昭和63）であり、「千葉県組織規程」によると少なくとも平成11年までは「広報課」という名称であったことが確認できている。次に階別について、現在千葉県の広報業務を担う「報道広報課」が置かれているのが千葉県本庁舎9階であり、本シールの内容と一致している。本庁舎の竣工は1996年（平成8）のことであるため、本シールは広報課の庁舎移転に伴い、資料の移動を業者に依頼し、資料の移動先を指示するものであったと推量する。

箱の中には8冊のスライドファイルが収納されており、納められたフィルムコマ数は970コマにも上る。資料年代については一部記載があったほか、他の小群に含まれる資料との関連で年代を特定することが出来た。その結果、これらフィルムは1978年（昭和53）から1981年（昭和56）にかけて撮影された内容のものであることが判明した。

それぞれのコマは一部似たような内容も見受けられるものの、連続する

コマのようにほぼ同一といったものは見られず、スリーブに収める段階である程度写真の選別が行われていたものと思われる。

【G-3】は図2に示すエリア④に配架されており、容器は運送会社の段ボール箱である。箱の表面には「G-1」と同様に運送会社のシールが貼付されている。

中には1970年（昭和45）に発生した千葉県南部の水害に関する被害状況をまとめた資料や、1971年（昭和46）に行われた代執行に関連する新聞記事のスクラップブックなどが含まれる。また、封筒入りのフィルムが24封あり、貼付されている現像依頼に記載された課の名称が「県民課」であることと資料の内容から、1972年（昭和47）～1981（昭和56）の期間に発生した資料であることがわかった。その他には1983年（昭和58）撮影のフィルムや、千葉県内の資料館で民具を撮影した資料、背表紙に「友納武人知事」とあるアルバム、約200コマのスライドフィルムを納めたケースなどが含まれる。

以上により「G-3」に含まれる資料の年代は1970年（昭和45）～1983年（昭和58）のものと判明した。この期間は元千葉県知事友納武人氏の時代にはじまり川上紀一氏、そして沼田武氏と3名の千葉県知事の任期にまたがる資料といえる。

箱のシールには「スライドファイル」と記載があったが、中には様々な形態の資料が含まれていた。この状況から、1996年の庁舎移転時にはスライドファイルがまとめられていたはずの「G-3」の箱の中身が、文書館への移管までに入れ替えられたと推察できる。

【H-4】は図2に示すエリア④に配架されている。こちらも容器は運送会社の段ボール箱であり、運送会社のシールが貼付されている。

中にはスライドファイルが7冊と、「房総の物産・観光」と書かれた封筒が1点入っている。スライドファイルには一部資料年代の記載があり、およそ1978年（昭和53）や1985年（昭和60）の撮影資料であることが判明した。ファイルの中には1200コマに及ぶスライドフィルムが入っており、封筒には、フィルムやモノクロ紙焼き写真、パンフレットのような冊子が含まれていたが、これらの内容はスライドファイル内のスライドとは関連のないもののようであった。

3. 概要調査結果の考察

千葉県文書館所蔵「旧広報課所蔵写真資料」について、概要調査を通して保存現状の確認及び小群単位での資料数把握を実施し、全体像の把握を試みた。調査の結果、本写真資料群は段ボール箱や紐で縛られたまとまりなどの小群単位で計66にも及ぶ資料群であること、資料が入れられた容器はその形態が多様多様であることが判明した。容器の貼紙やシールの情報からは過去の調査、資料移動、再編成の実施があったこと、一部に抜けがあることが判明し、資料が現用時代にあった頃の前秩序が既に曖昧な状態となっていることがわかった。

また本写真資料群を体系的に理解するため、計39の小群を抜粋する形で資料の形態や内容に関する調査を実施した。その結果判明した情報について、小群ごとの貼紙番号、主な資料形態及び年代を改めてまとめると、下記表3の通りとなる。

表3 「旧広報課所蔵写真資料」概要（抜粋）

貼紙番号	主な資料形態	年代
A-2	紙焼き	昭和38、56～平成2年
B-1～14（12小群）	フィルム	昭和37～50年
B-16～36（17小群）	スライド	昭和53～55年

C-1	スライド	不明
C-3	フィルム、スライド、紙焼き	昭和 63～平成 5 年
C-14	フィルム、アルバム等	昭和 46、48 年
D-10	紙焼き写真、アルバム	昭和 62 年
E-2	紙焼き写真、アルバム	昭和 40～48、60 年
F-1	アルバム等	昭和 36、41、48、52、61 年
G-1	スライドフィルム	昭和 53～56 年
G-3	フィルム、スライド	昭和 45 年
H-4	スライド等	昭和 53～55、60 年

なお、主な資料年代に関わる各知事の任期については次のとおりである。

- ・友納武人〔第 41～43 代〕1963 年（昭和 38）4 月～1975 年（昭和 50）4 月。
- ・川上紀一〔第 44～45 代〕1975 年（昭和 50）4 月～1981 年（昭和 56）2 月（任期中辞職）
- ・沼田武〔第 46～48 代〕1981 年（昭和 56）4 月～2001 年（平成 13）4 月。

本写真資料群の移管が 2000 年頃であるということ、県史編さんへの利用を目的とした調査が平成 2003 年（平成 15）頃から行われていることから、本写真資料群の内容は確認できている範囲でも主に上記 3 名の知事の時代に渡るものであり、千葉県知事沼田武氏の時代に撮影されたものが最も新しい年代のものと言えよう。

資料の形態はフィルム、スライド、紙焼きなどの写真資料が多く含まれるほか、アルバム冊子や調査記録等の資料、図版を伴う新聞のスクラップなどが含まれることが判明した。

今回の調査において、対象資料からの年代・内容把握が困難であったものについては、資料群外部の関連資料を用いるなどして、対象資料の情報を立証していった。このことで一見雑然とした内容に見える本資料群も体系的な理解を目指すことができるようになった。しかし、文書資料と比べ文字情報の極めて少ない図像資料を主たる形態とする資料群の情報を把握するためのこの取り組みは、もはや概要調査を大幅に超える作業であったといえる。

通常、行政文書の移管においても同様に資料に対する調査は実施されているものの、規則に定められる移管の手順を確認すると、本写真資料群は調査開始時に既に判明している資料の属性情報の状況が異なっていたということがいえる。

「千葉県行政文書管理規則（平成13年3月30日規則第30号）」第十三条では行政文書の移管について下記の通り定められている。

第十三条 文書管理責任者は、簿冊等について、保存期間（延長された場合にあっては、延長後の保存期間。以下同じ。）の満了前のできる限り早い時期に、保存期間が満了したときの措置として、千葉県文書館（以下「文書館」という。）の長（以下「文書館長」という。）が別に定める基準を踏まえ、歴史的な資料として重要なものに該当するものにあっては文書館への移管の措置を、それ以外のものにあっては廃棄の措置をとるべきことを定めなければならない。

2 文書管理責任者又は政策法務課長は、保存期間が満了した簿冊等について、前項の規定による定めに基づき、文書館に移管し、又は廃棄しなければならない。

3 文書管理責任者は、前項の規定により、簿冊等を移管し、又は廃棄しようとするときは、あらかじめ、文書館長に協議し、その同意

を得なければならない。

（以下略）

この内容から、保存期間の満了を控えた行政文書については、期間満了を前に資料作成母体及び文書館の間で協議が行われ、移管及び廃棄の可否を決定しているとわかる。そうすることで、主務課での保存期間を満了した行政文書の管理を文書館へと円滑に移行することが可能となる。その際、文書館側も近々保存期間の満了を迎える資料について、主務課との協議を行っているために資料の概要把握と管理に向けた準備を行うことが出来るのだろう。

したがって、本来であれば行政機関から移管が行われた時点で文書館が資料群に対し把握出来ている情報として、資料の発生年代やおおよその内容などが主務課より共有されているものと思われる。そして、その後の段階的整理における概要調査の実施により保存現状及び形態情報の把握が完了した時点で、資料の内容調査及び構造分析へスムーズに着手できる土台が整うと思われる。

しかしながら、本写真資料群は移管から年月を経た今、資料の属性情報のみならず移管当時の経緯及び資料群範囲も不明瞭な資料としてフィルム保管庫内に残り続けてきた。また、先に挙げた「千葉県行政文書管理規則」の制定は2001年（平成13）であるが、本写真資料群の中で筆者が確認できた最新の資料は1995年（平成7）に行なわれた業務による資料であった。本写真資料群が移管されたとされる時期とこの管理規則の制定の時期は非常に近く、移管当時の状況が不明瞭である理由が、この管理規則の制定前に移管されてきたということである可能性も否定できない。

安藤正人氏は記録史料学の観点から「個々の記録史料を記録史料群全体の中に位置づけてその存在の意味を理解する」¹²⁾ ために史料群の内的構造

を、発生母体である組織体や個人の機能及び、その活動を規定する社会や国家の機能との関連において明らかにするという研究手順が必要である¹³⁾と述べ、これを「記録史料群の構造的認識」と表現している。

本調査も上記の考えに基づき、概要調査に着手したが、今後の内容調査及び構造的認識を図るための取り組みに備えた調査の土台をつくるため、前述のように資料の体系的理解を目的に一步踏み込んだ調査を実施した。

これは、移管当時の経緯及び資料群範囲が不明瞭かつ、調査対象のみでは属性情報の取得が難しい資料に対する調査方法としては有用なものといえる。

既に、佐藤氏(2019)の行なった自治体調査からもわかるとおり、各地に未調査かつ未整理の写真資料が残っているのが実情である。写真資料が持つ複雑な特性により、各自治体においてもこれらの調査には相当の労力と時間が必要となるであろう。

そのような時、情報把握の手助けとなる関連資料と情報が紐づいてさえいれば、記載内容から写真資料の情報を推量することが可能となる。しかし、千葉県文書館の規定を例にみると、広報の分野においては行政資料などと呼ばれるそれら外部資料は、行政文書である写真資料とは別に定義されるものであり、個々の資料との関連性を明確にしたうえでの移管は難しいといえる。

千葉県における行政文書の定義は、「千葉県行政文書管理規則(平成13年3月30日規則第30号)」第二条第四項において下記の通りとされる。

(定義)

第二条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(中略)

四 行政文書 本庁及び出先機関の職員（以下「職員」という。）が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、職員が組織的に用いるものとして、本庁及び出先機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

イ 官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの

ロ 千葉県情報公開条例第二条第二項第二号の施設を定める規則（平成十三年千葉県規則第十号）に規定する施設において、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの

この内容から千葉県の行政活動における写真資料の位置づけは、本庁の職務上作成された図画に当たるとし、知事部局本庁に属する広報課において作成された資料は行政文書であると考えることが出来る。

しかし一方で、行政文書に含まれない資料として、官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍が掲げられている。情報の周知を目的とするこれらの資料は広報業務において多く発生する資料形態であり、今回の調査でも写真資料の属性を知るうえで大変参考となる資料であったが、行政文書とは見なされないこれら資料は、写真資料と一緒に移管される訳ではないのである。

千葉県文書館が館に受け入れる資料の種別については『千葉県文書館管理運営規則（昭和63年4月1日規則第30号）』第二条において、次のように定められている。

第二条

- 一 文書等 条例第二条の規定する文書等をいう。
- 二 歴史公文書 文書等のうち、歴史的な資料として重要な文書等（県の機関から文書館に移管された公文書に限る。）をいう。
- 三 行政資料 国、県、他の地方公共団体その他の団体又は個人が作成した事業概要、統計資料、調査報告等の行政に関する印刷物、印刷物の複製物その他の資料をいう。

規則で別に定義されるように、歴史公文書（行政文書）と行政資料はその性格を異にするものである。そして、行政資料の移管については『千葉県文書館行政資料収集規程（昭和 63 年制定）』第三条によって下記の通り規定されている。

第三条 課長等は、行政資料を作成し、又は收受した場合において、当該行政資料を文書館において保存し、又は閲覧等に供することが適当と認めるときは、当該行政資料が事業概要、統計資料、調査報告書、パンフレット等の印刷物である場合にあつては二部、その他のものである場合にあつては当該課長等が適当と認める部数を文書館の長（以下「館長」という。）に送付するものとする。

千葉県文書館では幸いなことに、行政文書とは見なされなかったこれらの資料を、行政資料として、上記規定に基づいて2階の行政資料室で保存・管理がされており、閲覧が可能となっている場合がある。

これら行政資料をはじめとする外部資料と、行政文書と位置づけされる写真資料との関連を明確にすることが叶えば、文字による情報量の少ない写真資料においても、資料の属性情報の把握並びに体系的理解、内容調査

及び構造分析の助けとなる。

また、『公文書館法（昭和六十二年法律第百十五号）』第三条には「国及び地方公共団体は、歴史資料として重要な公文書等の保存及び利用に関し、適切な措置を講ずる責務を有する」とし、この法律でいう「公文書等」とは、第二条の「国又は地方公共団体が保管する公文書その他の記録（現用のものを除く）」とある。これらの法律や関係規程・規則から、「歴史資料としての重要な公文書等」の判断はそれぞれの行政機関に委ねられ、主体的に保存・利用の措置を講ずる責務があるということが定められている。

ゆえに歴史的史料と判断され得る行政文書としての写真資料の保存は行政の判断で実施可能なものであるため、行政資料等関連する記録との系統立てた管理やそのシステムの構築について、資料の移管が行政及び文書館の間で協議される際にはぜひとも考慮されたい事項である。

しかし、実際に異なる経緯で移管される資料同士の関連を特定するには、資料の現状から少しでも手掛かりを拾い上げる必要がある。その必要に迫られたとき、資料の発生年代当時、あるいは移管時の状況を知る者からの情報にはずいぶん助けられるものである。

終戦からまもなく 80 年となろうとしており、貴重な過去を知る者は減少していく。比較的新しい資料形態といえる写真資料を巡る状況やアーカイブズ機能は、昨今のデジタル技術の発展で目まぐるしく進化しているという現実もある。だからこそ、調査作業を次代に担わせるのではなく、世代ごとに保存・整理・管理する仕組みづくりが急務である。

第 3 章 行政文書としての写真資料—関連する情報との連携—

概要調査により、本写真資料群は課及び行政の業務や戦後の千葉県における様々な事象を記録するための資料として、またそれらを広く知らしめるための媒体利用を念頭におき作成された資料から成るものと判明した。

千葉県が歩んできた歴史ともいえる事象に関わる瞬間が多く含まれ、広報という特性上その用途が県の広報誌や新聞、チラシなどの紙面やメディアでの発信を主とするものであったと考えると、人びとへ伝え知らせ、語り継ぐべき貴重な情報を含む資料として、文書館への引き渡しが行われたことも頷ける。

興味深いのは、旧広報課における資料管理状況の変化と、資料発生時とは異なる利用を目的とした、資料の再編成である。昭和30年代後半から昭和50年代初期にかけて、フィルムを引き出しへ収納する形で管理されていた写真資料が、昭和50年以降には1コマずつスリーブに納めたスライドが作成されるようになり、昭和60年代から平成にかけては紙焼き写真へのプリントが多く見られるようになった。そして、参考資料としてのアルバム利用や紙焼き写真のように、時を経て再び利用に供される場合、それまでは異なる小群単位を形成していただろう他の年代、あるいは他部署の資料などと共に新たな小群単位を形成し管理されることもあったのだ。

しかし、このことは資料発生当時の原秩序が失われる機会のひとつであり、自治体広報業務において発生する行政文書としての写真資料に見られる隠れた特性と課題であるともいえる。業務上、新たな目的の遂行に伴う再編成は必然的に起こり得ることであり、課の移転をきっかけとした資料移動や、組織改編、人事異動における引継ぎといった管理側の事情もまた、資料群の情報を曖昧なものとしていく要因の一つといえる。写真に求められる役割というものが時代や環境と共に変化していく中で、その変遷を伝え、情報を補う術となるのが、写真に関連する他の資料である。

広報活動における写真資料とその関連資料について佐藤忠文氏は「写真と広報内容は強い依存関係にあり、例えば広報紙面等を構成する広報素材利用が念頭にある場合、写真だけでは用をなさないと判断されかねない。」¹⁴⁾と述べ、広報利用を念頭においた写真の長期にわたる保存及び公

開をする動機が少ないという。

しかしこのことは、写真からわかる情報に限らず、関連する資料を合わせて管理することが可能であれば、その写真資料を価値あるものとして保存するに値すると考えられるということであろう。

また、佐藤氏（2019）は「広報写真に求められる共通基準」として、「確実性、共感性、倫理性、記録性」を挙げ、「広報目的の達成へ向けた広報写真の構造」を描いた。「確実性は効率的な内容理解を助け、共感性は行動変容を促すことに繋がる。加えて、倫理性が読み手の信頼感を損なわず、記録性が社会的重要性を示唆する」としている¹⁵⁾。

写真だけでは情報が乏しいとき、例えば用いられた広報資料を特定することができれば、それが広報を目的とした写真であるという証明がされ、同時に上記4つの共通基準が担保され得る。それまでは存在価値が曖昧であった写真が、その本来の役割を明らかにされ、未来において真価を発する機会をも与えられたということになる。

また、資料同の関連はもう一つ重要な働きを担うことになる。今回の調査において、「A-2」及び「C-3」の小群には、同一機会に撮影が行われた事象についての紙焼き写真がそれぞれに含まれていることが判明した。一方は、広報課発刊の広報書籍への掲載が行われた可能性が高く、もう一方もページ数及び縮尺の指定がなされていたため、何らかの広報成果物に掲載されたものと思われる。しかし、同一の事象を表す資料でありながら、その利用は異なるものであることが見て取れる。これらの結びつきを明らかにすることで、それぞれの資料が別の小群単位に分けられる理由や、その小群内での位置付けも、互いの情報を補完することでさらに詳しく解明されることが期待できる。

千葉県では現在、「新千葉県立図書館・県文書館複合施設整備計画」¹⁶⁾が進められ、県の中央博物館に隣接する形で県立図書館3館の機能を集約

した県文書館との複合施設を設置予定である。文書館の移転に伴い、本資料群の所在も現在のフィルム保管庫から移動となることが予想される。本計画の実施を契機とし、今後、本写真資料群に対する調査が実施されることを想定して、関連資料との結びつきを体系的に調査し、体制を整える必要がある。

おわりに

令和5年は、千葉県誕生150周年を迎えた年であった。千葉県の各地で様々な催しが行われる中、千葉県立中央博物館では「千葉県誕生150周年記念事業 みんなで創るふるさとちば古写真デジタルアーカイブ」¹⁷⁾と称して、県の歴史を振り返る特設サイトで公募された古写真を紹介し、教育・研究活動等に使用可能なオープンデータとして活用する取り組みが行われた。また、千葉市図書館では「なつかしのフォトギャラリー」¹⁸⁾と称して、昭和30年代から現在に至るまでの市内の写真を関連書籍等と合わせホームページで紹介している。この書籍紹介は、必ずしもその写真が掲載されている書籍ということではなく、写っている事象やその歴史的背景に関連した書籍を紹介したものだが、この取り組みは写真を通して伝わる歴史や文化に対する認識の解像度を飛躍的に高める好例であるといえよう。紹介リンクから書籍の蔵書検索、貸し出しのページまでもスムーズに遷移できるシステムを採用しているという点も注目に値する。

千葉県文書館においても、普段から写真を用いた展示は頻繁に行なわれており、どの機関においても写真資料を歴史的な資料として着目した活動はもうすでに始まっていると言える。写真資料に注目が集まる今だからこそ、整理が手つかずの資料にも目を向ける段階ではないだろうか。各館で扱われる写真資料はそれぞれに発生の経緯や出所の違いはあるものの、決して個々に独立した資料というわけではない。県史編さん事業における写

真資料調査の際、複数の出所を持つ写真資料が千葉県近代を伝える資料という共通点のもと「戦後写真」とまとめられたように、相互に関連を見出せることは明白である。本研究にて対象とした「旧広報課所蔵写真資料」は千葉県の戦後の様子を伝えるにあたって基礎となり得る貴重な資料群の一つであり、調査及び整理作業を進め公開する段階まで到達させることにたいへん重要な意義がある。そして、様々な人々に利用されることによって他機関資料との相互関連や新たな視点でのアプローチによりさらなる有効的な資料活用へとつなげることが出来る。

全国歴史資料保存利用機関連絡協議会から刊行されている『公文書館機能ガイドブック第1章 検索目録・閲覧場所』には以下の記述がある。

歴史公文書を一般の住民が利用できるようにするためには、保存されている文書を検索し、特定できる検索目録を整える必要があります。（中略）もちろん情報によっては、歴史公文書となってもすぐに公開できないものもありますが、その場合でも、文書の所在情報については明示しておき、「時の経過」を踏まえどの時点で公開することが可能であるか、備考欄に掲載しておけばよいでしょう¹⁹⁾。

これは、文書を対象とした文面と見てとれるが、写真にも同じことが言える。

早急な公開が出来ない要因としては、権利処理の問題が浮上する。千葉県史の凡例には「写真の掲載にあたっては、著作権者・所蔵者の承諾を得ることを原則としたが、一部については著作権者が判明しなかったものがある。事前に承諾を得ることができなかった著作権者の方々には刊行の趣旨に賛同して御了承いただけると幸いです。」²⁰⁾と記載があるほか、先に述べた千葉県立中央博物館の古写真アーカイブにおいては、公開・利用

を念頭に置いて資料の公募を行ったために、応募の条件の一つに「投稿者自身が撮影した写真、もしくは投稿者が所有権を持つ写真」と定められているように、古写真であってもその権利が明確であると思われるものを収集することを基本としている。

資料の公開にあたって、権利処理は避けて通ることの出来ないプロセスであるが、現時点では外部への公開が難しいとされているものであっても、まずは資料の存在を認識し、次の世代へと繋ぐという目的のもと調査し記録を残しておくことが、未来の資料公開へ繋がる重要なステップであると考ええる。

調査・整理を待つ写真資料は、全国各地に同様に残っていることが大いに考えられる。これら資料の存在価値及び利用価値は計り知れないものであり、目録の作成をはじめとして、資料作成母体の業務・機能との関連把握や情報を補足する他の資料との系統立てた管理を行うことは、写真資料の整理を進める一助となるといえよう。調査体制が一刻も早く整い、適切な調査・整理のもとこれら写真資料が今後利活用されることで、学術及び文化の発展に寄与することを切に望むものである。

注

- 1) 島津良子「写真資料の調査と資料化」『劣化する戦後写真 写真の資料化と保存活用』、岩田書院、2009年、7頁。
- 2) 佐藤忠文「自治体広報写真の情報資源化に関する基礎的考察」『社会情報学』、8巻2号、2019年、198頁。
- 3) 未整理の資料であるため、特別閲覧の制度を用いて申請及び調査を行った。
- 4) 安藤正人『記録史科学と現代—アーカイブズの科学をめざして—』、吉川弘文館、1998年、114頁。
- 5) 千葉県総務部総務課編「千葉県組織規程」『千葉県組織関係規程集』昭和三十一年六月一日、千葉県総務部総務課、1964年、27・33頁

- 6) 同上、昭和四十一年八月一日、千葉県総務部総務課、1966 年、29・35 頁
- 7) 同上、昭和四十三年八月三十一日、千葉県総務部総務課、1968 年、31・39 頁
- 8) 同上、昭和四十七年六月一日、千葉県総務部総務課、1972 年。
- 9) 同上、昭和五十六年七月一日、千葉県総務部総務課、1981 年、41・50-51 頁。
- 10) 同上、昭和六十三年四月、千葉県総務部総務課、1988 年、87・96-97 頁
- 11) 同上、平成二年四月、千葉県総務部総務課、1990 年。
- 12) 安藤正人『記録史料学と現代—アーカイブズの科学をめざして—』、吉川弘文館、1998 年、26 頁。
- 13) 同上、27 頁。
- 14) 佐藤忠文「自治体広報写真の情報資源化に関する基礎的考察」『社会情報学』、8 巻 2 号、2019 年、195 頁。
- 15) 同上、194 頁。
- 16) 教育庁教育振興部生涯学習課・総務部政策法務課「「新千葉県立図書館・県文書館複合施設整備計画」の策定について」千葉県、2021 年 9 月 21 日、<https://www.pref.chiba.lg.jp/kyouiku/shougaku/shisetsu/tosyokan/seibikeikaku.html>、参照 2024-01-09。
- 17) “ふるさとちば古写真デジタルアーカイブ”、千葉県立中央博物館、2023 年、<https://150photo.pref.chiba.jp/>、参照 2024-01-09。
- 18) “なつかしのフォトギャラリー” 千葉市図書館、<https://www.library.city.chiba.jp/photo/pages/S30.html>、参照 2024-01-09。
- 19) 『公文書館機能ガイドブック』全国歴資料保存利用機関連絡協議会、2015 年 3 月、7 頁、<http://www.jsai.jp/kanko/guidebook/index.html>、参照 2024-01-09。
- 20) 千葉県史料研究財団編「千葉県の歴史 通史編近現代 3」、千葉県、2009 年、凡例。

〈参考資料〉

- ・公文書館法（昭和六十二年法律第百十五号）
- ・千葉県企画部広報課編『県政トピックス 10 年の歩み』1992 年。
- ・千葉県行政文書管理規則（平成 13 年 3 月 30 日規則第 30 号）
- ・千葉県文書館管理運営規則（昭和 63 年 4 月 1 日規則第 30 号）

- ・千葉県文書館行政資料収集規程（昭和 63 年 6 月 15 日訓令第 13 号）
- ・（財）千葉県史料研究財団『千葉県文書館収蔵戦後写真目録』千葉県文書館所蔵

別添表

千葉県文書館所蔵「旧広報課所蔵写真資料」配架状況

箱 No.	容器	配架場所	備考
A-2	文書保存箱	エリア①	
B-1	引き出し	棚 4-3	木製
B-2	引き出し	棚 4-3	木製
B-3	引き出し	棚 4-3	木製
B-4	引き出し	棚 4-3	木製
B-5	引き出し	棚 4-3	木製
B-6	引き出し	棚 4-3	木製
B-8	引き出し	棚 4-2	木製
B-9	引き出し	棚 4-2	木製
B-10	引き出し	棚 4-2	木製
B-12	引き出し	棚 4-2	木製
B-13	引き出し	棚 4-2	木製
B-14	引き出し	棚 4-2	木製
B-15	引き出し※大きめ	棚 4-2	木製
B-16	文書箱	棚 3-3	朱色
B-17	文書箱	棚 3-4	朱色
B-18	文書箱	棚 3-4	朱色
B-19	文書箱	棚 3-4	朱色
B-20	文書箱	棚 3-5	朱色
B-21	文書箱	棚 3-5	朱色
B-22	文書箱	棚 3-5	朱色
B-25	文書箱	棚 3-3	朱色
B-26	文書箱	棚 3-4	朱色
B-27	文書箱	棚 3-3	朱色

B-28	文書箱	棚 3-3	朱色
B-29	文書箱	棚 3-4	朱色
B-32	文書箱	棚 3-5	朱色
B-33	文書箱	棚 3-4	朱色
B-34	文書箱	棚 3-3	朱色
B-35	文書箱	棚 3-5	朱色
B-36	文書箱	棚 3-5	朱色
C-1	文書保存箱	棚 4-2	千葉県文書館
C-3	文書保存箱	棚 4-2	千葉県文書館
C-4	引き出し	棚 4-3	スチール
C-10	文書箱	棚 3-3	こげ茶
C-11	文書箱	棚 4-3	こげ茶
C-14	まとまり	エリア②	アルバム等
D-1	引き出し	棚 4-2	スチール
D-2	引き出し	棚 3-7	スチール
D-3	引き出し	棚 4-3	スチール
D-5	引き出し	棚 3-7	スチール
D-6	文書保存箱	棚 3-7	千葉県文書館
D-7	文書保存箱	棚 3-7	千葉県文書館
D-10	まとまり	エリア②	アルバム等
E-1	段ボール箱	エリア④	運送会社①
E-2	段ボール箱	エリア④	運送会社①
E-3	段ボール箱	エリア④	運送会社①
E-4	文書保存箱	エリア③	不明
F-1	段ボール箱	エリア④	運送会社①
F-2	段ボール箱	エリア④	運送会社①
F-3	段ボール箱	エリア④	運送会社①

自治体行政文書としての写真資料管理に関する基礎的研究（肉倉汐莉）

F-4	段ボール箱	エリア①	運送会社①
F-5	段ボール箱	エリア③	
F-6	段ボール箱	エリア②	
F-7	段ボール箱	エリア②	
G-1	文書保存箱	エリア④	運送会社②
G-2	段ボール箱	エリア①	運送会社②
G-3	文書保存箱	エリア④	運送会社②
G-4	段ボール	エリア④	運送会社①
H-1	段ボール箱	エリア④	
H-2	段ボール箱	エリア④	
H-3	文書保存箱	エリア④	運送会社②
H-4	文書保存箱	エリア④	運送会社②
H-5	文書保存箱	エリア④	運送会社②
不明	まとめり	エリア②	アルバム等
不明	まとめり	エリア②	アルバム等

（令和5年度アーカイブズ学専攻 博士前期課程修了）

A Basic Study on the Management of Photographs as Administrative Documents
of Local Governments: A Case Study of the “Photographic Materials in the
Collection of the Former Public Relations Division” of Chiba Prefectural Archives

NIKUKURA, Shiori

A “photograph” is a type of material that is preserved and managed as archival material. This study aims to gain an overall picture and systematic understanding of the photographic archives as “administrative documents” generated in public relations activities through an overview survey of the archives and discusses issues for future research and management.

The research subject, the “Photographic Materials in the Former Public Relations Division” of the Chiba Prefectural Archives, is a group of unorganized photographic materials, and because of this survey, it was found that there are a total of 66 small groups of materials. The condition of the materials confirmed that they had been moved and reorganized in accordance with reorganization and relocation in administrative activities.

The materials date from the 1950s to the early 1990s, and are a mixture of daily business records, items created and collected with the use of information media for public relations purposes, and items related to the work of other divisions and departments. The materials are of high historical value in conveying to posterity the activities of the people and administration of Chiba Prefecture in the postwar period.

It is highly likely that such valuable photographic materials remain in similar locations throughout Japan. It is our sincere hope that further investigation and organization of photographic materials and clarification of their relationship to peripheral information such as administrative materials and their interaction with materials held by other institutions will aid in their systematic understanding and effective utilization, thereby contributing to the development of science and culture.

(令和 5 年度 アーカイブズ学専攻博士前期課程修了)